

一般社団法人日本ハウスコーティング協会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本ハウスコーティング協会と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、ハウスコーティング・インテリアオプションの普及に努め、業界全体の社会的地位向上を図り、また消費者が安心してサービスを受けることのできるよう、最新の技術・情報を提供し、消費者の保護及び業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. ハウスコーティング・インテリアオプションに関する施工技術の認定
2. ハウスコーティング・インテリアオプション施工におけるセカンドオピニオンの提供
3. ハウスコーティング・インテリアオプション施工トラブルに対する情報提供
4. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 当法人の構成員は、この法人の事業に賛同して入社した個人または団体（以下「法人等」）とし、次の3種に区分する。

一 正会員：当法人の目的に賛同し、ハウスコーティング・インテリアオプションの商品を製造、販売あるいは施工する法人等であって、別に定める入会規定に従い、理事会において理事の3分の2以上の承認をもって適格と認められた者とする。

二 賛助会員：当法人の目的に賛同し、ハウスコーティング・インテリアオプションの商品を製造、販売し、利用技術や評価技術に関心のある法人等であって、別に定める入会規定に従い、理事会において理事の過半数の承認をもって適格と認められた者。もしくは当法人の目的に賛同し、当法人の活動及び会員の利益に資する専門性を有する法人等として、理事会において理事の過半数の承認をもって適格と認められた者

三 特別会員：大学等の教育期間及び公的な機関・団体に所属する学識経験者、または実務経験が豊富であり、当法人の運営に助言できる者として理事会において理事の3分2以上の承認をもって適格と認められた者。もしくは当法人の活動および会員に対して極めて高い利益をもたらす法人等として、理事会において理事の3分2以上の承認をもって適格と認められた者とする。

2 上記のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する社員とする。

(入会)

第 6 条 当法人に入会しようとする者は、入社申込書を提出し、各会員区分に従い、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員、賛助会員は、当法人の目的を達成し、当法人の事業を後援、賛助するため、理事会によって別に定める入会金及び会費を納めるものとする。

2 既納付の入会金及び会費についてはその理由の如何を問わず、返還しない。

(任意退社)

第 8 条 会員は、退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる

(除名)

第 9 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

一 この定款その他の規則に違反したとき

二 この法人の名誉を毀損しまたは目的に反する行為をしたとき

- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ会員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 代表理事は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 会費の納入が継続して 3 カ月以上なされなかったとき
- 二 総正会員が同意したとき
- 三 当該会員が死亡し、または解散したとき
- 四 当該会員について破産手続き、民事再生手続の開始決定がなされたとき

第 4 章 会員総会

(構成)

第 11 条 会員総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種に分け、これらをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する社員総会とする。

- 2 総会は正会員をもって構成し、正会員のみが議決権を行使できる。
- 3 賛助会員及び特別会員はオブザーバーとして会員総会に参加できる。

(権限)

第 12 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- 一 入社の基準並びに入会金及び会費の額
- 二 会員の除名
- 三 理事及び監事の選任及び解任
- 四 理事及び監事の報酬等の額
- 六 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 七 定款の変更
- 八 事業の全部の譲渡
- 九 合併契約の承認
- 十 解散及び残余財産の帰属の決定
- 十一 その他会員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- 一 理事の請求があったとき。
- 二 正会員の 3 分の 1 以上から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出しての請求があったとき。

(開催地)

第 14 条 会員総会は、主たる事務所の所在地、もしくはこれに近接する場所において開催する。

(招集)

第 15 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2 代表理事に事故があるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれを招集する。

(議長)

第 16 条 会員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 代表理事が欠けたとき、または事故があるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

3 前各項の規定にかかわらず、臨時総会の議長は、当該総会においてこれを選出することができる。

(議決権)

第 17 条 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 事業の全部の譲渡

六 合併契約の承認

七 その他法令で定められた事項

- 3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事会に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については会員総会に出席したものとみなす。
- 5 理事会において会員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、会員総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第19条 理事または正会員が会員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した会員総会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第5章 役員及び組織

(役員の設置)

第21条 当法人には、次の役員を置く。

- 一 代表理事 1名
- 二 副代表理事 2名
- 三 理事 10名以内（代表理事、副代表理事の数を含む）
- 四 監事 1名

(役員の制限)

第 22 条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることがあってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（役員を選任）

第 23 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副代表理事は、代表理事が理事の中から指名、委嘱する。

4 監事はこの法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときはその職務を代行する。

（監事の職務及び権限）

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事または監事については、再任を妨げない。

5 理事または監事が第20条に定める定数に足りなくなるときまたは欠けたときは、任期の満了または辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事または監事が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 会員総会において定める総額の範囲内において、役員に対し報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事（理事または監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第115条第1項の規定により、外部理事または外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督

- 三 代表理事の選定及び解職
- 四 重要な財産の処分及び譲受け
- 五 多額の借財
- 六 重要な使用人の選任及び解任
- 七 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- 八 その他定款または法令に定める一切の事項

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事とする。

- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会の議長となる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事があるときは、その提案に異議を述べたときはこの限りではない。
- 3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(特別決議)

第 35 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

- 一 配当の受領
- 二 無償新株式
- 三 株主配当増資への応募
- 四 株主宛配付書類の受領

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、一般社団法人等登記規則第 3 条において準用する商業登記規則第 61 条第 4 項ただし書きに該当する場合を除き、他の出席した理事も記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(委員会)

第 37 条 当法人は、業務を円滑に運営するために、の委嘱により委員会を置くことができる。

(委員会の組織、構成並びに運営)

第 38 条 委員会の組織、構成並びに運営に関して必要な事項は、理事会の決議をもってこれを定める。

2 委員会には分科会を設置することができる。

(事務局)

第 39 条 当法人は、当法人の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局は、代表理事がこれを統括する。

第 7 章 表彰

(表彰)

第 40 条 当法人は、該当事業年度の当法人活動を通じて当法人の社会的地位向上に著しく寄与した、もしくは当法人での活動が当法人の模範と認められる法人、団体及び個人を表彰することができる。

第 8 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 41 条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 財産目録記載の財産
- 二 入会金及び会費
- 三 寄付による財産
- 四 資産から生ずる果実
- 五 その他の就任

(事業年度)

第 42 条 当法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 30 日に終わるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 カ月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第 1 号から第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告または承認された書類を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第 45 条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第9章 定款の変更及び解散・清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(清算方法)

第48条 清算時における当法人の法人財産の処分方法は、会員総会の決議をもってこれを定める。

2 清算人は、会員総会の決議によって選任及び解任する。

第10章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第49条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第50条 基金は、解散の時までは、理事の3分の2以上の承認がなければ返還しないものとする。

(基金の返還手続)

第51条 基金の返還は、会員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事の過半数が決定したところに従ってする。

第11章 公告の方法

(公告)

第52条 当法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第53条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

埼玉県越谷市赤山本町9番地5

龍竹一生

東京都杉並区井草二丁目35番12-6-907号

篠原 充

東京都調布市深大寺東町六丁目14番地10

田中信也

千葉県八千代市八千代台北六丁目2番地17ソレイユコートA号室

小野英彦

埼玉県川口市差間三丁目33番11号アビタシオン箕輪203号

小澤賀宣

東京都練馬区高野台一丁目7番3-1101号

高田晃爾

(設立時役員)

第54条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 龍竹一生

設立時理事 篠原 充

設立時理事 田中信也

設立時理事 小野英彦

設立時理事 小澤賀宣

設立時理事 高田晃爾

設立時代表理事 埼玉県越谷市赤山本町9番地5 龍竹一生

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他法令に従う。

平成29年6月8日 当法人設立
令和 年 月 日 定款の一部を変更